

## 王陽明『歴朝武機捷録』について：永富青地氏の論考に寄せて

銭, 明  
浙江省社会科学院

森, 宏之  
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/18201>

---

出版情報：中国哲学論集. 28, pp.84-101, 2003-10-30. 九州大学中国哲学研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 王陽明『歷朝武機捷録』について

— 永富青地氏の論稿に寄せて —

銭 明

(森 宏之 訳)

—

王陽明（名は守仁、一四七二—一五二八）の著作の各種版本の比較と研究、及びその散佚した著作の収集と考証は、学术界が関心を抱き、長年手を焼いている課題である。近年、日本の学者水野実氏と永富青地氏の二人が、協同で王陽明の著作の文献学調査と研究を行い、優れた成果を挙げている。特に王陽明の兵学に関する著作の考察は、更に陽明の研究領域の一空白を埋めるものである。永富氏の調査によれば、『王文成公全書』に収録済みの奏疏、公移等①の文献以外に、王陽明自身、及びその後人によつて編纂された陽明の兵学に関する著作には、以下の四種がある。②

〔1〕『兵志』

不分巻、五冊、明抄本、王守仁輯、上海図書館善本室蔵（書目号…759366—70）。筆者の調査によれば、本書の内容は『戦国策』、『史記』、『左伝』等より輯録したものである。巻中に「此の書は王陽明先生の纂録為るも、未だ刊本有らず。予、清臣の処よ従り借りて之を閲録す。其昌」との二行の題識が記されている。この題識は、筆跡と末尾の「其昌」の署名、及び押印から見て、董其昌の手になるものと思われる。この書は古代の兵志を収録したに過

ぎず、王陽明本人の評論或は注釈は無く、また抄本に属し、極めてわずかにしか流伝していないため、陽明の弟子及び後人によって言及されていないのは当然である。

〔2〕『陽明兵策』

『尊經閣文庫漢籍分類目録』（三〇六頁、侯爵前田家尊經閣文庫刊、一九三七）によれば、本書は全部で五卷、明王守仁撰、樊良枢評、明崇禎版、二冊。巻首に楊鶴、何吾燝、樊良枢の序文三篇がある。何吾燝による序文は崇禎四年（一六三二）に作られ、樊良枢による序文は崇禎三年に作られている。巻末に零陵の門人蔣向榮が崇禎四年に撰した「刻陽明兵策跋」があり、その跋には、「吾が師密庵先生……独り文成集中に于いて其の兵を為す者奏疏十三篇、檄諭二十五通を撮り、又兵学、兵謀、兵機、兵量二十四則を摘し、自ら評注を為して之に授け、剖劂して以て世に行わる。……」とある。巻一から巻三は「奏疏」であり、冒頭に「樊良枢批評」と「樊尚燦校閱」の文字がある。巻四は「檄諭」、巻五は「雜録」と「付録」であり、冒頭にはすべて「樊良枢批評」と「姚繼崇校訂」の文字があり、その中で「付録」に収録されたものは、陸澄と霍韜の奏疏である。ここから推定すると、本書は密庵先生が『王文成公全書』の中から収録した陽明の軍事方面に関する文章と言行録であり、その成立年代は崇禎三年（一六三〇）に当たり、崇禎四年に刊行されたものであるといえる。また書の評注者は樊良枢であることから、跋文によつて、密庵先生とはすなわち樊良枢であることがわかる。本書の内容からみると、巻一から巻四に収められた文は、皆『王文成公全書』に見られるものであり、巻五の内容の多くは『伝習録』またはその他の文献に収録されていない陽明の兵事方面に関する語録であることから、佚文の可能性は極めて大きい。本書に関する考察は、水野実氏と永富青地氏の『陽明兵策』の基礎的研究<sup>5)</sup>においてなされている。本書は後人が王陽明の著作の中から輯録して編纂したものであることから、真偽の問題はない。

〔3〕『武経七書評』<sup>5)</sup>

本書は全部で五卷、明天啓元年刊、日本尊經閣文庫蔵。この書は、すでに筆者が佐藤一斎の蔵本（『陽明学』第170号を参照）から『王陽明全集』（上海古籍出版社、一九九二、以下『全集』と略記す）巻三十二「補録・旧本未刊

語録詩文匯輯」に輯録している。卷首に胡宗憲、徐光啓、孫元化の序文があり、卷末に茅震東の小引がある。胡宗憲は、序文に嘉靖二十二年（一五四三）余姚の陽明の後人より、この陽明の手鈔本を購入した経過を詳細に説明している。

余諸生の時、輒ち陽明先生の理学の歎名を艶慕す。前に古無く、后に今無し。先生の郷に生まれ、先生の門に遊び、執鞭鞭めて以て相従うを得ざるを恨むなり。通籍来たりて、幸いにも乏を余邑に承く。邑は故より先生の桑梓の地にて、因りて先生の遺像を得、其の門下の士及び子若孫が輩と遊ぶも、夙念償うこと少なきこと、知るべきなり。一日先生の遺書を購求すること、猶お二千石のごとし。龍川公『武経』一編を出だし相示し、以て此れ先生の手沢存すと為す。啓して之を視るに、丹鉛新たなるが若し。先生に在りては一時涉獵して以て游芸の資と為すに過ぎざるも、我が輩に在りては先生を想見すべし。『全集』卷四十一「陽明先生批武経序」

これにより、書の来歴ははっきりしており、陽明の軍事関係の著作に属することは、議論するまでもない。

#### 〔4〕『歷朝武機捷録』

『内閣文庫漢籍分類目録』（内閣文庫刊、一九五六、一八〇頁）によれば、『歷朝武機捷録』十五卷、附『国朝武機捷録』三卷、明王守仁撰、郭子章注、商周祚評、王守仁、茅元儀序、（附）明商周祚撰、明刊」と記載されている。内閣文庫蔵本以外に、河南開封市図書館に、残本卷一から卷四、このほか九州大学文学部所蔵の「生田家資料」の中に、卷一から卷四までの残欠本一冊があり、表面に「王文成先生著、歷朝武機捷録、書林敦古齋梓」の文字があることから、この書は晩明の蘇州の書坊敦古齋刊印のものであることがわかる。<sup>7</sup>『歷朝武機捷録』は古代の軍事家に対する陽明の評論を中心とするものであり、十四卷までは、時代順によつて、上古の黄帝から元代までの百五十七名（東敬治は百五十人余りと言っている）の著名な将領を網羅している。最後の一卷は「武機図説」であり、兵陣、兵器等の図解説明である。王陽明の評論以外に、また附録として郭子章、商周祚二人の注釈と評語がある。但し王陽明の評論は大字が、郭子章の注釈は小字が用いられていて、商周祚の評語は欄上に記録してある。本書の卷首には、王陽明と茅元儀それぞれが著した序文があるが、前者は未だ本書の撰纂の経過を説明しておらず、後者もまた本書の来歴及び刊刻の状況について述べていない。しかし、茅元儀が崇禎十三年（一六四〇）に憤死していることから、本書の刊

行年代は崇禎十三年を降ることはない<sup>⑧</sup>と推定することができる。また、本書の卷末に附刻されている『国朝武機捷録』に至つては、商周祚の手になるもので、王陽明とは直接関係がないため、省略して論じないことにする。

王陽明の上述の四種の軍事著作のうち、はじめの三種に関しては、筆者は疑義を差し挟む余地を持たない。しかし、第四の『歷朝武機捷録』に対しては、疑慮の念を払拭することができない。特に永富氏が、本書は王陽明晩年の兵学書に属すると論断することに対して、筆者はかりそめには同意し難い。その理由について以下に述べていくことにする。

## 二

第一に、王陽明自身或は茅元儀が「歷朝武機捷録序」を著したものであるとしても、未だ本書の撰纂經過、流伝過程、及び刊刻状況は記されていない。分析し易くするために、ここに王守仁撰と署名のある「歷朝武機捷録序」の全文を以下に引用する。

語に曰く、智、通塞に周れば、時に窮せられず。才、陰夷を經れば、世に屈せられず。と。余、宸濠の変、田州土守の役自り、毎に諸を青油の、所云偏裨なる者に顧みるに、時に進みて優れたる所を詢う。白的赤茎、龍鱗鶴膝は、則ち起起たるに似たり。其の孫、呉、尉繚、司馬に于けるや、則ち憤憤如たるなり。因りて之れに示して曰く、一人敵するは学ぶに足らず。学ばざるに非ざるなり、此の学を専らにするに足らざるなり。昔、子房に三尺の軀無く、淮陰に屠少の雄無し。一は能く勝を千里の外に決し、一は能く多多益々善軍に將たり。是れ寧ぞ一人に敵するのみならんや。綸巾羽扇、指顧して鋒芒を挫き、隻馬單騎、譚笑以て戎虜を退く。吾れ汝輩の之れを知るを願うなり。と。然れども轅壁寂然として、相い視て愕く。中に少なからざる有志の士、俯して略を問う。余曰く、一言にて尽くすべきに非ざるなり。承平日に久しく、徒に袂袴を知るのみ。耳、金鼓を聞かず、足、戰陣を履まず。白的龍鱗、技且つ高閣にあり。豈に特に孫・呉を走らせ堂下に等たしむるのみならんや。と。憚らずして古の名將の事蹟の諸を武経に合する者を輯め、彙めて一書と為し、各々をして一冊を録して日に之れに熟

せしむ。此れ武経の翼なり。風雨の関前、即ち是れ雪夜の精騎。湓谷の道上、詎ぞ馬陵の妙算に異ならんや。營を築き壘を固め、井を塞ぎ竈を夷ぐは、皆是れ術なり、用、同じからず。居ること月余にして、習う者乃ち復た呉下の阿蒙にあらず。余因りて喜びて之れを誌し、以て後の学ぶ者を俟つ。余姚の王守仁撰す。(傍点は筆者)

本序文から少なくとも以下の二つの結論を導き出すことができる。その一つは、この書は王陽明在生中に出版されていないにもかかわらず、陽明軍中において抄録が流伝していたことは確実であり、この書の伝抄本はそれほど少なくないように思われることから、当然時人或は志書に記録されたり、引用されたりしていたはずということである。もう一つは、『陽明年譜』によれば、「田州土守の役」は嘉靖七年二月のことであることから、この書の執筆時期は、嘉靖七年二月、陽明が田州を平定した以降であることがわかるといふことである。この時、陽明はすでに重病にかかっており、床から起き上がることができなかつたが、本序文にはそのことについて全く触れられていない。これは陽明が同時期に著した書簡や奏疏等と趣を大きく異にする(後述する)。

別の序の作者である茅元儀は、字は止生、号は石民、湖州府歸安の人、万曆二十二年(一五九四)に生まれ、明滅亡の前夜に死亡した。「幼き自り闕乏、兵農の道を読むを喜ぶ」(『石民四十集』卷六十九「与徐玄扈贊善書」)。二十数歳にして、京師で数人の青年有志と共に「皆奇策劍術を以て相高し」(同上卷十六「謝長秋桂嶺吟序」と評され、天啓二年(一六二二)、朝廷に「靖草」等を謹呈した。その意図は、「先王の説を獻じ、天下を安定させることにあつた(同上卷十四「靖草序」)。崇禎初年、彼はまた自ら集録した『武備志』二百四十巻を朝廷に謹呈し、「東西の夷の情、粵閩疆の事、及び兵食富強の大計を上言す」(『歷朝詩集小伝』丁集下「茅侍詔元儀」)。茅元儀は嘗て孫承宗の麾下にありて、副総兵に任ぜられ、孫の部隊において水軍を編成し、孫の東北での抗清の主要な役割を担つた。彼の文集の中には、満人に対する不敬の語があり、すなわち満人を「夷虜」或は「戎虜」と称したため、彼の著作は、清朝において真先に主要な地にて発禁処分の対象となつた。茅元儀は茅坤の子、茅震東の父である。茅坤、字は順甫、号は鹿門、嘉靖十七年の進士。「時、倭事方に急にして、胡宗憲、之を幕中に延き、与に兵事を籌り、奏して福建の副使と為すを請う」(『明史』卷二百八十七「茅坤伝」)。昇進を重ねて広西兵備僉事となる。茅震東、字は生生、嘗て王

陽明の別の軍事著作『武経七書評』に小引を著し、「時に梅林胡公有り。戎を統べて賊を討ち、先高祖に約して幕僚と為り、運籌を抵掌す。……已にして一『武経評』を携えて帰る。又梅林公は陽明の門に得る所の者なり」(『全集』卷四十一「武経評小引」と述べている。しかし、茅元儀の著した「歴朝武機捷録序」には、この書の来歴に関わるいかなる記載も見られない。父子二人、ともに兵家であり、またともに広く流伝しなかつた王陽明の軍事著作を目の当たりにしながら、このような隔たりがあるのは、『歴朝武機捷録』が、当時来歴不明の作に属するものであつたことを物語っている。そのため、嘉靖年間の広西での軍務に對し、かなりの見識があつた茅坤の子、茅元儀でさえ、ついに避けてこの書の来歴の問題に触れようとしなかつたのである。

第二に、『歴朝武機捷録』に注をつけた郭子章や、序を著した茅元儀にしても、彼ら自身の著作の中には、『歴朝武機捷録』という書物に對する言及がないということである。具体的には、郭子章『蟻衣生粵草十卷蜀草十一卷』(『四庫全書存目叢書』集一五四所収)、茅元儀『石民四十集』九十八卷、『掌記』六卷(『四庫禁毀書叢刊』集一〇九一—一〇所収)等である。郭子章は王陽明の三伝の弟子であり、またその著作には兵学軍事に對する言及が比較的多くあり、茅元儀も自己の文集中に常に陽明やその著作について言及しているが、前者は一言も注をつけたことについて述べておらず、後者の著作の中にも茅氏のその他の兵書の序跋は収められてあるものの、ただ「歴朝武機捷録序」だけは見られない。

第三に、両広の地方志、特に明代の史志について調べてみても、『歴朝武機捷録』に関する記載は一切見られないことである。具体的には、明嘉靖三十九年の『広東通志』、明万歴二十七年と清嘉慶五年の『広西通志』、明嘉靖四十三年の『南寧府志』、清雍正九年の『揭揚県志』、明万歴十五年の『賓州志』等である。『皇明嘉隆兩朝聞見紀』の巻首に沈朝陽が採録した全部で三十九種の書目が記載されているが、その中で王陽明の著作は『撫夷節略』の一書(黄綰撰の「王陽明先生行状」にもある。『全集』卷三十八「陽明先生行状」一四二九頁参照)だけであり、『歴朝武機捷録』はない。再度、清乾隆五十七年の『紹興府志』と光緒十五年の『余姚県志』を調べてみると、両方共に『陽明武編』四卷(明聞人詮編撰、『紹興府志』の根拠は『余姚志』である)があり、『余姚志』には、別に『孝経大義』一卷、

『撫夷節略』二卷、『奏議』八卷、『武録』二卷、『居夷集』三卷、『寓広遺稿』二卷、『天一閣書目』による、胡宗憲重刊があるが、『歴朝武機捷録』だけは見る事ができない。

このほか、王陽明本人及びその門人、後学もこの書に対し言及したことがなく、季本が嘉靖七年広西梧州で著した『田州兵事記』、『季彭山先生文集』巻二、『北京図書館古籍珍本叢刊』第一〇六冊、八六五頁、参照）は、広西の兵事に関連する著作であるが、それにさえ陽明が歴朝の武将を評論したことについては全く記載されていない。陳逅の『省庵漫稿』（崇禎十年刊行）が、陽明の広西での行実を記述した際にも、その軍政に関する業績においては、六大事件（巻二「題為処置地方以図永安事」、同上第一〇九冊、八〇九頁参照）を記録し評価するだけであって、『歴朝武機捷録』のような広西で完成した重要な軍事著作に関する言及は見られない。筆者が嘗て調査したことのある大量の明人の文集、或は陽明の後学の著述に至っても、『歴朝武機捷録』の影響は全く見受けられない。例えば、王宗沐は陽明高弟の欧陽徳（字は崇一、号は南野、一四九六〜一五五四）の門人で、陽明の著作の出版に対し大変な関心を払い、『王陽明先生図譜序』、『伝習録序』等を著した人物であり、さらに両広にて職を得、長く広西にて視学を勤め、また軍事兵書を大変重視して、嘉靖三十年兵部侍郎を以て両広の軍務を監督した際に、『蒼梧軍門志』（『王敬所先生全集』巻一）を著し、自ら「嘉靖庚戌、余、広西を視学し、嘗て諸生と会い、三賢書院に講学す。十年を去ること壬戌、復た来たりて守藩す」（同上巻五「道南会録序」と称しているが、その著述の中にも『歴朝武機捷録』に関する記載は一切見られない。

### 三

ここで、いままで列挙した各種の地方志及び明人の文集と対比しながら、筆者は黄佐が編纂した『広東通志』について一歩踏み込んで述べてみたい。黄佐（一四九〇〜一五六六）、字は才伯、号は泰泉、広東香山の人、嘉靖初めの進士、庶吉士となる（『明史』巻二百八十七）。嘉靖十四年、巡撫戴璟は十郡の事物を集め『広東通志』の初稿四十卷

を編纂し、二カ月の後に完成するが、まだ粗略であると言わざるを得ず、その分類においても多くは当を得ていなかった。嘉靖三十六年、有司が病になり、戴稿（初稿）は乱雑で錯綜していたため、郷人の黄佐を敦聘して再度編纂することにした。彼の弟子である歐大任、黎民表らも各々分担して編纂し、三年を経て書は完成して七十巻に及んだ。本書は、前回の編纂と違って豊富な資料が含まれていたが、ただ広東、日本に各々一部ずつしかなく、その他は少量の残欠本であることから、当時重視されていなかった。しかし清嘉慶、道光年間になると、あたかも鳳毛麟角のように重宝されることになった（阮元道光二年「広東通志序」〔香港大東図書公司「広東通志出版説明」参照〕。本書は『歷朝武機捷録』という書物に対して一言たりとも言及していないが、明確に王陽明生前の絶筆として記載されているものは、嘉靖七年（戊子）に書かれた「与石龍（黄綰、字は宗賢、号は久庵）書」<sup>10</sup>である。

陽明の寓広の遺稿は二巻。仲舒の序に、「天は地に草木多きを以て発生を廢さず、君子は時に詩書多きを以て言論を廢さず。発生を廢さば則ち大化息み、言論を廢さば則ち大道湮む。辞は廢すべからざるなり。孔子曰く『辞は達するのみ』と。辞や、道を取載するのみ。布帛は惟だ温かきのみにして、菽粟は惟だ飫するのみ。固より終身之用うるも、尽くす能わざる者有り。悪くんぞ侈靡を庸いんや。焉くんぞ逞を以てせんや。是の辞も又費やすべからざるなり。吾が師陽明先生の之を学び、之を勲じ、海内に在るや、孰れか之を仰がざる。而して辞を廢せず、而して其の辞も亦未だ始めより一つとして費に涉らず。是の故に之を聞く者は悦び、之を伝うる者は弥々<sup>いよいよ</sup>広し。嘉靖戊子、先生、新建伯を以て上命を奉じ、四省の重兵を提し、思田を經略し、鞞<sup>いしよま</sup>瘁して違<sup>い</sup>あらずと雖も、而れども問書、紀別、答問、祭告、題咏の数章、率ね皆載道の文なり。石龍の一書、其れ絶筆なり。柏、日々門下に侍り、習いて録し、録して珍し、久しくして或は逸するを恐れ、之を梓し以て同志に貽り、領略の余に、先生の先生為る所以の者を得るを庶う。豈に敢えて好む所に阿ねらんや、亦豈に敢えて言論を以て先生を觀んや。」と。（卷四十二「芸文」）

胡忠麟は『四部正訛』（『少室山房筆叢』卷三十〜三十二参照）の中で、八種の偽作弁別方法をまとめているが、その中で少なくとも四条、『歷朝武機捷録』が偽作であることを証明するのに、適用できるものがある。一つは、「之を

『七略』に核し、以て其の源を觀る」である。すなわち最初の目録（ここでは、原書の序文をこれに代えることができる）を検索し、考察される対象となる書の由来を確認することである。一つは、「之を群志に核し、以て其の緒を觀る」である。すなわち歴代の史志の目録を検索して、その書がいつの時代に目録に現れたかを確認し、その流伝の状況を明かにすることである。三つは、「之を并世の言に核し、以て其の称を觀る」である。すなわち作者と同時代の著作を調べ、その書に対し言及した箇所があるか、或は引用した箇所があるかを確認することである。四つは、「之を導世の言に核し、以て其の述を觀る」である。すなわち後人の著作を調べ、その書の内容を引用した箇所があるか、或は展開させた箇所があるかを確認することである。二百年の後、梁啓超は胡心麟の偽作弁別方法の基礎をまとめた上で、新たに十二条の偽作弁別方法を提出している（『中国歴史研究法』第五章、参照）が、その中にある「ある書が前代の書籍に記載されておらず、或は全く引用した人がいないのに、突然出現したものは、十中八九偽作である」という結論は、まさしく『歷朝武機捷録』が偽作か否かを論証するのに適用できる。換言すれば、以上筆者が提供してきた証拠から見ても、本書が偽書であるという主張は、当然成立するということである。しかし、胡心麟が列挙した偽書の種類を根拠とすれば、筆者は本書が故意に「重きを人に仮りて偽する者」であると認めることはできない。筆者の推測に拠れば、本書は恐らく茅元儀自身によつて著されたが、時人がその名を隠して王守仁に仮託したものであり、その仮託した年代は明末であろうと思われる。茅元儀の著作は清代初期、ずっと清朝政府によつて取り締まられた<sup>16)</sup>。つまり、『歷朝武機捷録』をこの一大災禍から逃れさせるために、時人は清軍と戦ったことがある作者の名を已むを得ず抹殺し、王守仁に仮託したのである。

#### 四

『歷朝武機捷録』が王陽明の著作ではないという推論を補強するために、筆者は更に二つの内在的な証拠を提供することにした。

その一つは、王陽明が逝去した年、彼の健康状態では、『歷朝武機捷録』のような十五卷の著作を編纂することなど到底無理であつたということである。『全集』と対照してみると、後人が収めた王陽明の嘉靖七年の書簡、奏疏、祭文十二篇には、概括していえば、以下に示すいくつかの特徴がある。

(1)陽明は嘉靖六年、すでに「病廢既に久し」(『全集』卷六「与戚秀夫」)く、「病咳中なれば多く及ぶ能わず」(同上「寄安福諸同志」)、すなわち多くのことを書くことができなかつた。自ら「去歲復た兵革の役を以て、病を扶けて強いて出づ」(同上卷二十一「寄何燕泉」)、「広に入りて自り来<sup>よ</sup>精神頓に衰う」(同上「与黄宗賢」五)、「自ら病勢を度るに、故土に還るに非ず」(同上「与黄宗賢」四)、「区々の病勢、日に狼狽す」(同上卷六「答何廷仁」)、「且夕の動履すら且つ能くせざる有り」(同上卷二十一「与黄宗賢」四)と述べている。従つて陽明は嘉靖七年の五、六月の間すでに養病を上疏(同上卷六「答何廷仁」、同上卷十五「奨励賞賚謝恩疏」、同上「乞恩暫容回籍就醫養病疏」)している。六月四日に至り「枕に伏して已に月を踰ゆ」(同上卷二十一「寄何燕泉」)、六月十五日には「疾作るに因りて親ら祭所に臨む能わず」とあるように、死んでいった湖兵と将士に哀悼を捧げに行つたが(同上卷二十五「祭永順宝靖士兵文」)、その後床から起き上がることができず、氣息奄々たるさまであつた。筆者が現在知り得る陽明生前最後の書簡には、次のように記されている。

兵冗の中、久しく裁候を欠く。乃ち数々使問を承け、兼ねて嘉儀を辱くし、之を重ぬるに珍集を以てす。其の感為るや愧、何ぞ言うべけんや。僕病臥すること四月に余り、咳痢日に甚だし。床席の間に淹淹たり。耳聾し目眩く視聴皆廢せり。故に珍集の頌、喜び珙璧の獲に踰<sup>まさ</sup>ると雖も、而れども精光透射、尚お未だ敢えて此こに一も其の間に瞬目せず。候病の疏允さるるを得て、苟も還つて喘を田野に余し、幸にして平復せば、精神稍完せん。然る後、敢えて足を玄蒲の中に納めて、尽く天下の至宝を觀て、以て平生を一快せん。其の時、当に別に請うこと有るべきなり。枕に伏して謝を尽くさず。私<sup>ひそ</sup>かに伏して照亮を冀<sup>ねが</sup>う。(『寄何燕泉』第二書、『陽明学新探』三二二頁参照)

本篇は『陽明先生文録』(嘉靖十二年黄綰序刊本卷二)より集録した。書中の所謂「僕病臥すること且つ四月に余

り……候病の疏允さるるを得」の句と、陽明の「寄何燕泉」(『全集』卷二十一)の所謂「枕に伏して已に月を踰ゆ。旬日の後、亦た且に疏を具して還ることを乞わんとす」の句及び『陽明年譜』嘉靖七年十月の条に記載されている「先生疾の劇するを以て、上疏して告を請う」の語から推論して、本篇は嘉靖七年十月に書かれたものであり、『全集』卷六「与何廷仁」(「広城に至りて自り」の句による)とほぼ同時期に書かれたものと思われる。陽明は嘉靖七年十一月に逝去したため、両書はみな陽明の最後の作品とみなすことができる。しかし本篇にある「床席の間に淹淹たり。耳聾し目眩く、視聴皆廢せり」は、「与何廷仁」にある「両足も坐立する能わず」よりも、その病状が重いと云える。このため、新たな資料が発見されない以上、本篇は陽明生前の絶筆と見ることが出来る。陽明はすでに世を去る数カ月前から、「耳聾し目眩く、視聴皆廢す」という状態であるのに、どうして『歷朝武機捷録』のような大作を編纂することが出来るのだろうか。

(2)この十二篇の書簡、奏疏、祭文等の中で、陽明は『歷朝武機捷録』の編纂については一言も触れてはいなかったが、自己の健康状態については常に述べており、その中の僅か七つの書簡の中で、自己の病状に話が及んだ書簡が五つもある。

(3)たとえ逝去する最後の数カ月前でも、陽明が講じたものは、すべて「致良知」の学であって、一言も兵学については語っていない。彼が思・田を平定した後に書かれた「送別省吾林都憲序」の中で、依然として強調されていることは、「天下の治まらざるは、士風の衰薄に由る。而して士風の衰薄は、學術の不明に由る」(『全集』卷二十二)である。陽明は哲學家であり、軍事家でもあったが、しかし彼の心の中にあつたのは「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し」という思いだけであつた。そのため學術については多くを語つても、軍事については多くを語らなかつたのであり、またその思いは彼の一貫した主張だったのである。だから錢徳洪は大變残念そうに「昔、徳洪、先生に事うること八年、在侍の同門に毎に兵事を問う者有るも、皆黙して答えず。故を以て南贛・寧藩の始末も俱に与り聞かず」(同上卷三十九「征宸濂反間遺事」と言っているのである。

(4)皇帝に上奏するものであるため、なおざりにことを済ますことができない奏疏を除けば、陽明が最後の一年間に

書いた書簡、祭文は皆短小で簡略であり、最も短い祭文はたった四十一字に過ぎず（同上卷二十五「祭軍牙六麤之神文」、以前に書かれた祭文との長さの差は甚大で、原因は明かに「病作るに因る」であり、すでに長編大論を書く力はなく、まして書きあげることなど不可能であった。

もう一つの理由は、『歷朝武機捷録』のような書を編纂するのは、陽明の思想的性格に符合しないということである。なぜなら彼は晩年ずっとその心学思想とあまり関係のない応酬の作を著すことに反対しており、更に錢徳洪に『陽明文録』を編纂させた時でさえ、その晩年の「一切の応酬の諸作」に対し、「多く匯入せ」（同上卷二十九「序」）ざる対策を採らないわけにはいかなかった。そのため、王陽明は生前奏疏型の著作は少なく、たとえ書いたにしても、数百字に過ぎなかった。例えば、彼が早年に書いた『五経憶説』は、後に焼却され、中年に書いた『大学古本旁釈』には、二つの版本があるが、各々僅か七百余字、或は四百余字であり、彼が著した『武経七書評』は、その注釈部分を含めてもたった一千余字であった。郷守益、錢徳洪らが陽明の文集を編纂することを望むことにさえ、彼は反対し、後に已むを得ずして、その要点にだけ触れはしたが、その他の応酬の諸作は、皆刪去して集録されなかった。このような思想的立場に基づいて、陽明は秦の始皇帝の焚書に対してすら一定の理解を示し、次のように述べている。

始皇の焚書の罪を得るは、是れ私意に出で、又六経を焚く合あからざればなり。若し当時志道を明かにするに在りて、其の諸々の経に反き理に叛くの説、悉く取りて之を焚かば、亦正に刪述の意と暗合す。（同上卷一「伝習録」上）

深く陽明の影響を受けた李贄が後にその著作に『焚書』と名づけたのは、或はこれと関連があるのかもしれない。このような思想を持つ陽明に、どうして古代の百六十人の軍事家に評伝を加える著作がありえようか。

実際、『歷朝武機捷録』が王陽明の著作か否かについての問題は、早く日本の江戸時代にすでに質疑が提出されている。例えば、東正堂（名は敬治、一八六〇〜一九三五）によれば、幕末の著名な陽明学者佐藤一斎（名は坦、一七七二〜一八五九）は、

此の編は明志の載せざる所なり。文成年譜行状も、亦未だ嘗て之を一言もせず。余、平山隆維よ従り借りて読み、

乃ち其の贗鼎為るを疑う。不ざれば則ち少きときの作と為す。然れども自序に明らかに宸濠の事を言え、則ち晩年に出づる者と為す。而れども其の文決して文成晩年の筆に非ず。豈に商等軒が輩、名号を假託して以て世を欺く者か。但だ其の兵を論ずる、問取るべき有るを以ての故に、一部を謄写して以て之を存するのみ。云々。

(東正堂「陽明先生の著書と武機捷録」、「陽明学」第一〇四号、原漢文)

と述べているが、正堂自身は別の見解を提出している。

序文の贗鼎たるは言を待たざるものなれども、予は其序の贗なるを以て其の全体本文をも併して之を贗とするは、恐らくはまた却て所謂矯直の過に陥りはせぬかと思ふものである。(同上)

彼はまた本書の中から戦国時代の魯仲連と宋朝の韓世忠を例に挙げて、

「武機捷録」の篇中猶簡様見るべき所極めて多ければ今一々は挙ぐるに遑なきも、凡そ簡様なる卓落の見解よりして推すも到底世間腐儒の知る所に非ざるものありて假ひ本篇が直ぐに陽明先生其人の親手に出ざるとも殆んど先生其人に近きものに非ざれば決してよく此の機括を解する事は出来ないものであると、予は窃にそう思ふてきは此書を愛読して居るものなるに因つて此に特に書いて以て吾党同志の士に告ぐ。猶此書は嘗て春日潜庵先生も一本を愛蔵して居られたと伝聞せば顧ふに潜庵先生は頗ぶる此書を信ぜられたものでもあらうか。(同上)

と指摘する。これに対し、筆者の見解では、王陽明の親撰であるか否かは、恐らく「見るべき所極めて多」いことや、「世間腐儒の知る所に非ざる」等を推定の根拠とすることはできないと思われる。この書の「殆んど先生其人に近きもの」の手になるという点に至つても、一種の推測に過ぎない。

## 五

偽書は中国古代のいつの時代においても存在したものである。但し前代に比べると、明代の偽作の風潮は更に盛んになり、著名な大蔵書家豊坊(生没年不詳)のごときは、また一大偽作家でもあった『石經大学』は即ちその偽作

である)。万曆（一五七三〜一六一五）以降、書籍を偽造することはすでに一つの風潮となっており、特に明末に至っては、更に氾濫の極みにあつた。そのうち著名人の名を借りて偽作するものが大変多く、例えば、考証を経た結果、黄宗羲の名を以て偽造された贋作に、「梨洲公遺墨」と署名された『新推交食法』や、偽造された筆跡があることがわかっている。各種の偽書は、あるものは学者の手になつたもので、あるものは本屋の手になつたものであり、後世に多大な害を遺している。ただ、これらの偽書の多くは当時及び後世の学者によつて、その偽作の跡を暴露されたり、その偽作された年代及び作者を確定されたりしている。しかし、本論で分析した『歴朝武機捷録』は、上述のものとはやや事情が異なる。本書は当時の特殊な政治的環境に因るものであつて、やむを得ず作者の姓名を隠蔽し、王陽明の名声に仮託して偽作された書である。ただそれが禁毀に遭遇したことにより、後世また引用されることがなかつたため、その真相を解明する者もなく、ついに誤伝となつたのである。

### 〔注〕

- (1) 水野実・永富青地「陽明先生遺言録(1)」『防衛大学校紀要 人文科学分冊』第七十号、一九九五、水野実・永富青地・三沢三知夫「陽明先生遺言録(2)」(5)、『防衛大学校紀要 人文科学分冊』第七十一号〜第七十四号、一九九五〜一九九七)、水野実・永富青地「陽明先生語要」『諸儒理学語要』所収)の基礎的研究(1)〜(2)、『防衛大学校紀要 人文科学分冊』第七十五号、第七十七号、一九九七、一九九八、陳来・永富青地「龍溪王先生全集」所見陽明先生言行録輯釈」『陽明学』十、二松学舎大学陽明学研究所、一九九八)、水野実・永富青地「九大本『陽明先生文録』詳考」『陽明学』十一、二松学舎大学陽明学研究所、一九九九)、永富青地「閩東本『陽明先生文録』の価値」『東洋の思想と宗教』十六、早稲田大学東洋哲学会、一九九九)、永富青地「王守仁の佚存書『歴朝武機捷録』について」『九州中国学会報』三十九、二〇〇一)、水野実・永富青地「陽明兵筭」の基礎的研究(1)〜(2)、『人文社会科学研究』第四十一号、第四十二号、早稲田大学理工学部複合領域人文社会科学研究会刊、二〇〇一、二〇〇二)など。

- (2) 永富青地「王守仁の佚存書『歷朝武機捷録』について」(既出)
- (3) 樊良枢、字は尚黙、号は尚植、江西進賢の人。万歴三十二年の進士、仁和知県に任ぜられ、刑部郎中を歴任し、官は浙江提学副使に至る。陽明の学説を崇信し、兵学を以て知られる。『樊致虚詩集』がある(『四庫全書総目提要』卷一九七、『明詩紀事』庚簽卷、参照)。
- (4) 『人文社会科学研究』第四十一号、第四十二号(既出)
- (5) 宋神宗元豊年間に、『孫子兵法』、『呉子』、『司馬法』、『李衛公問对』、『蔚繚子』、『三略』、『六韜』を『武経七書』として、武学を公布し、士子に習わせ、武挙では、七書を用いた。『七書』の名はこの時に始まると思われる。明初頒刻の『武経七書』は、劉寅が諸家の説を集めて直解をなし、文に随つて義を解し、当時善本と称された。別に『中国古籍善本書目』(第一〇六頁)によれば、「新鐫武経七書、七卷、王守仁評、胡宗憲參評、明天啓元年茅震東刻套印本」とある。
- (6) 許保林編『中国兵書知見録』(解放军出版社、一九九〇年版) 第三百二十八頁を参照。本書に記載されたものは、『中国古籍善本書目』に記載されたものと完全に一致する。(注1参照)
- (7) 九州大学文学部柴田篤教授及び文学部図書室各位の協力により、筆者は幸いにもこの残欠本を調べることができた。特にこの場を借りて謝意を表す。永富青地氏の論文「王守仁の佚存書『歷朝武機捷録』について」(『九州中国学会報』第三十九卷、平成十三年)には、「敦古齋により出版されたものとしては、『医学入門』、『群書典匯』などが現存しており、少なくとも万歴四年から崇禎年間にかけて出版を行っていたことが確認されている。杜信孚『明代版刻綜録』(江蘇広陵古籍刻印社、一九八三)を参照。」(一一九頁)とある。
- (8) 永富青地「王守仁の佚存書『歷朝武機捷録』について」(既出)を参照。
- (9) 郭子章(一五四二〜一六一八)、江西泰和の人。字は相奎、号は青螺、自号は衣生。隆慶五年の進士、官は貴州巡撫に至る。万歴二十七年、李化龍らと播州の楊応龍を平定し、その功績によって太子少保、兵部尚書に昇進する。周応鰲は「蠶衣生粵蜀草卷序」の中で、「郭先生の学は、都ての人士、之を衡廬(胡直)に得て衡廬を尽くさざるは、猶お衡廬の学の之を姚江に得て姚江を尽くさざるがごとし、と謂う」(『蠶衣生粵蜀草卷』卷首)と述べている。

(10) そのなかでも、例えば万曆二十九年『広西通志』には「著す所の『陽明集』三十卷、今之を粵西に刻す」(卷二十五「人物・皇明・王守仁」とあり、一言も『歴朝武機捷録』の篇纂と刊行に触れていない。

(11) 張元忞「季彭山先生伝」によれば、「揭陽に在りし時、新建公は始めて數文書院を南寧に建て、先生(季本を指す)をして教事を主とせしむ。士の至る者百を以て計う。先生為に師旨を發明し、閱を提し鑰を啓き、人心に中たり随ひ、士翕然として之を宗とす。南寧今に至るまで新建の学を伝うるは、大抵先生の力なり」(『不二齋文選』卷五、『四庫全書存目叢書』集一五四、四百三十八頁)とある。季本について述べたのは、陽明の広西での活動の主要な証人の一人と見られるからである。

(12) 嘉靖三十九年刊行、全四冊、香港大東圖書公司一九九七年印行。

(13) 本書は『全集』に収められていない。陽明の佚文にあたる。『全集』及び筆者の収集した散佚文から推測すれば、陽明の絶筆の作は「寄何燕泉」第二書である(拙著『陽明学新探』第三百三十二頁、中国美術学院出版社二〇〇二年版)。後に詳述する。

(14) 舒柏、江西靖安の人。字は国用、正徳十一年の举人。陽明の弟子。歙県訓導を授けられる。梧州府同知を歴官する。陽明に従い田州を平定し、その功績によって南京刑部員外郎に任せられ、官は南寧知府に至る。書に『亜学系言』(雍正『江西通志』卷六十八、参照)がある。本序はその他の文献では見ることができない。王陽明は『八寨断藤峡捷音疏』(『全集』卷十五)の中で嘗てこの人について触れている。

(15) 明中葉以降、「学士家は武を言うを羞ず。而して其の武を言うを羞ずる所以は、則ち承平にして事無きに狃れ、彼誠に之を用いる所無しと謂うなり」(周世選『衛陽先生集』卷九「刻武経七書序」、『四庫全書存目叢書』集一三六、六百三十五頁、参照)。しかし、明末に至り、国家の危亡、社会の巨変により、急に各種の対策が求められ、兵書及び歴朝捷録を著すことが前代より盛んになった。楊復所は嘗て迥瀾子の『歴朝捷録大成』に序を著し、「捷の言為る、疾速の謂なり。……而して二経の文は、大概三万言を越えざるも、世変具に挙ぐ。何ぞ其れ捷たる」(『楊復所先生全集』卷三「歴朝捷録大成序」といっている。これは筆者が『歴朝武機捷録』が明末に書かれたと推測する重要な根拠の一つである。このほか、本書の刊行年代及び序の作者から考えてみても、明代末年でなければならぬと思われる。

(16) 清代乾隆年間、一つは尊儒右文の美名を博するために、二つは反滿復明の根源を絶つために、遍く天下の古籍を搜して、『四庫全書』に収録した。併せて晋、隋の四部体例に倣つて、兵書を子部に属せしめたが、収録された兵家の書は二十種のみで、外は存目に四十七種が収められた。選考は大変厳しく、實際兵書に対しては、形を変えた発禁であり、特に明代の兵書の著作に対するそしりは甚だしく、焚禁は甚だ多く、それでも淘汰し尽くされていないのではないかと恐れていた。實際暴秦について、中国の古書が遭遇した大災禍であった。これにより、『歷朝武機捷録』のような清に抵抗した名將が著した明末の兵書がほとんど散逸してしまったことは想像に難く無い。

(17) 原書は一函二冊五巻であり、巻首に黄綰の「陽明先生存稿序」がある。もともと民国初年の周貞亮が所蔵していたが、現在は京都大学文学部が所蔵している。しかし、清末民初の葉德輝が記す所によれば、黄綰本はもともと十四巻本であるため、永富青地氏は京都大学所蔵の五巻本は残欠本であろうと推測している(「王陽明の言葉と文章はどのようにして記録されてきたのか」(『二十一世紀の地球と人類に貢献する東洋思想——陽明学京都会議論文集』)。永富氏によれば、本佚文は嘉靖二十九年閩東編刻の『陽明先生文録』にある(同上)。

〔訳者附記〕本稿は、永富青地氏が発表した「王守仁の佚存書『歷朝武機捷録』について」(九州中国学会報 第三十九巻、二〇〇一年)に対して、銭明氏が『歷朝武機捷録』の著者に関して疑問を提示したものである。永富氏が、以前から偽作説があった『歷朝武機捷録』を無批判に王陽明の著述と見なしたのに対し、銭明氏が外在的(主に胡応麟や梁啓超の偽作弁別法に基づく)、或いは内在的(陽明の思想変遷と健康状態)理由により、『歷朝武機捷録』は王陽明の著述ではないと論じたことは、たいへん説得力があり、傾聴に値する。但し、銭明氏の論述にも、全く疑問がないわけではない。それは、氏が「茅元儀の著した『歷朝武機捷録序』には、この書の来歴に関わるいかなる記載も見られない」(89頁)と述べ、序文に『歷朝武機捷録』の来歴が記されていないことを、この書が陽明の著作ではない根拠の一つとしている点である。しかし、実際、茅元儀の序には「此れ王新建先生の『歷朝武機捷録』の繇りて出づる所にして、既に商等軒先生焉を統ぎて襲めて十有八巻と為し、肇めて軒轅自り沿泊す」とあり、『歷朝武機捷録』の来歴が記録されていないわけではない。勿論、茅元儀の序に

記載されたこの書の来歴が、直ちにこの書が陽明の著作であることの根拠となるというのではない。ただ、氏は、『歴朝武機捷録』の著者は陽明ではなく、茅元儀であるという推測をしているが（92頁）、氏自身引用しているように、佐藤一斎は「豈に商等軒が輩、名号を假託して以て世を欺く者か」（96頁）と述べ、『歴朝武機捷録』の著者は陽明ではなく、商周祚（等軒）であるとする。一斎のこの見解は、確固たる証拠を示した上で出されたものではないが、茅元儀の「歴朝武機捷録序」に基づくものではないだろうか。以上のことから、『歴朝武機捷録』が誰の著作であるかという問題をより確かなものとするためにも、茅元儀の序文に対するさらなる検討が必要であるように思われる。